

監訳者解説

佐藤成基

本書は Rogers Brubaker, *Citizenship and Nationhood in France and Germany*, Cambridge, MA: Harvard University Press, 1992 の全譯である。第八章に付された短い「補論」は原著にはない未発表の文章や、ある講演会での「非公式の発言 (informal remarks)」(著者自身の言葉) の原稿を著者から直接送付してもらつたものである。タイトルには、本書の内容とアメリカ社会学での位置づけを示した副題を付し、『フランスとドイツの国籍とネーション——国籍形成の比較歴史社会学』とした。

この著作は、フランスとドイツの対照的な国籍法の形成を分析した比較歴史社会学研究であり、「シティズンシップ」研究に新たな流れをつくりだした研究である。「シティズンシップ」研究においては、日本でも参照・引用されることが多い著作の一つになつてゐる。

著者のブルーベイカーは一九五六年生まれのアメリカの社会学者である。イギリスのサセックス大学で修士号、アメリカのコロンビア大学で博士号を取得している。その後ハーバード大学のジュニア・フェローを経て、一九九一年よりカリフォルニア大学ロサンゼルス校（UCLA）社会学部で教えている。研究関心は、国籍・ネーション・ナショナリズム・エスニシティの比較歴史社会学的研究が中心であるが、ザーバー・ブルデューなどの理論・学説に関してもいくつかの業績があり、理論志向の強い社会学者でもある。

主要な著作としては以下のものがある。

- ① *The Limits of Rationality: An Essay on the Social and Moral Thought of Max Weber*, London: Allen & Unwin, 1984 [ザーバーの学説研究]
- ② *Citizenship and Nationhood in France and Germany*, Cambridge, MA: Harvard University Press, 1992 [本書]
- ③ *Nationalism Reframed: Nationhood and the National Question in the New Europe*, Cambridge: Cambridge University Press, 1996 [EU連邦やEU内ステニア地域における比較ナショナリズムに関する論文集]
- ④ *Ethnicity without Groups*, Cambridge, MA: Harvard University Press, 2004 [ナショナリズム、エスニシティに関する理論・分析枠組みに関する論文集]

#6た彼の編集したものについては次のものがある。

- ⑤ *Immigration and the Politics of Citizenship in Europe and North America*, New York: University Press of America, 1989 [西欧における国籍政策の比較]

著者は本書（②）を執筆した後、東ヨーロッパ（特に旧ソ連邦地域における）を中心とした比較ナショナリズム研究に移った。著作③には、この分野に関連した論文が収められている。^{*}また最近はトルンシルバニア（ルーマニアとハンガリーの国境にまたがる地域）におけるエスニック・アイデンティティについてのフィールド調査を行っていて、その成果もまもなく著作になるようである。理論的には、ネーションやエスニシティに関する「認知的（cognitive）」なアプローチを追究している（著作④）。

注

* 1 「」の著作を紹介した論文として、梶田孝道「R・ブルーベイカーのナショナリズム理解をめぐる」（『橋論叢』一一〇巻一号、一九八八年）がある。

本書の意義としてまず指摘できるのは、これがアメリカの比較歴史社会学における新たな方法論を開拓した著作であるという点である。

アメリカの「比較歴史社会学 (comparative and historical sociology)」は、一九七〇年代に浮上してきたアメリカのマクロ社会学におけるアプローチであり、機能主義的近代化論や旧マルクス主義理論の持つ過度に一般化された進化論的アプローチを批判するところから出発している。このアプローチは、一九八〇年代以後アメリカ社会学の代表的な一部門を形成している。かつて日本でも「機能主義は社会変動を説明しない」という形で機能主義的社会変動論批判が盛んに行われていた時代があった。日本では、この批判の高まりの後、機能主義と共にマクロな社会変動研究それ自体が退潮していったのに対し、アメリカではこの比較歴史社会学といわれるアプローチがそれに取つて代わることになった。その台頭の旗振り役的存在だったのがシーダ・スコッチポルであった。^{*1}

しかし比較歴史社会学の系譜は、一九五〇／六〇年代のバリントン・ムーアやライハルト・バンディックス、サミュエル・アイゼンスタートらの研究、さらにはマックス・ヴェーバーと^{*2}遡ることができる。特に重要な位置を占めているのが、ムーアである。彼のイギリス、フランス、アメリカ、日本、中国、インドの政治発展を比較した『独裁と民主政治の社会的起源』は、その後の比較歴史社会学の展開に大きな影響を与えた。^{*3}スコッチポルの革命の比較研究『国家と社会革命^{*4}』にも、ムーアの強い影響が見てとれる。

ムーアとスコッチポルに代表される比較歴史社会学の方法論を簡単に要約するなら、マルクス主義

や近代化論において用いられていた社会変動の発展段階や趨勢に関する一般的図式（封建主義→資本主義→社会主義や農業社会→工業社会などの段階論や趨勢論）を前提に置かず、個別ケースにおける諸要因の因果連関関係を重視して社会の変動を比較分析していくというものである。しかしそれは、単なる個別の歴史記述とは異なり、社会の変動の経路を規定する一般的に重要と考えられる要因を抽出する知的作業に重点が置かれる。例えばムーアの場合、土地所有階級（地主）や農民などの「農業階級」の帰趨^{*5}が、政治発展（民主主義か独裁か）の経路に大きな作用を及ぼすとされ、スコッチポルの場合、革命の発生と帰結において、国家という制度が果たす独自の因果的作用が着目されている。

フランスとドイツの対照的な国籍（シティズンシップ）の形成史を扱うブルーベイカーの分析も、個別の因果連関関係を重視している点で、ムーアやスコッチポルの分析方法を踏襲している。だがブルーベイカーの分析の方法を彼らから区別しているのは、「文化」や「理念」の要因の作用を重視した点である。「ネーションの自己理解 (national self-understanding)」、つまり人々が自分の属するネーションをどう認識し理解しているかという文化的・理念的要因が、国籍法形成において大きな役割を果たすというのが、ブルーベイカーが本書の全体を通じて繰り返し主張している論点である。その文化的・理念的要因を、彼は「文化イデオム (cultural idiom)」という概念でとらえる。これは文化や理念を、統合された体系としてとらえるのではなく、あくまで当事者が実際に用いている世界の認識の仕方、理解の仕方の様式（枠組み）として把握するものである。人々は現実社会の中で、習慣化し伝統化した様々な文化イデオムを用いつつ生活しているが、「ネーションの自己理解」（あるいはナショナル・アイデンティティ）も、そのような数ある文化イデオムの一つなのである。

文化イディオム概念は、スコッチボルがウェーラム・スウェルの批判に答えた論文の中で用いられた概念であった。^{*5}スウェルは『国家と社会革命』でのスコッチボルの革命分析が、革命に人々を駆り立てる、人々の行動を意味づけ、正当化する理念やイデオロギーの果たす独自の作用を軽視していると批判した。スコッチボルはそのスウェルの批判をある程度受け入れ、理念的・イデオロギー的要因の果たす役割を認めながらも、理念やイデオロギーを首尾一貫した意味の体系ととらえる文化論的アプローチを批判し、諸集団が闘争・対立の中で各自の利害関心に従つてその諸理念を解釈し利用するという面に注目する議論を行つた。その際彼女は、「文化イディオム」という概念で理念を把握したのである。

ブルーベイカーが「文化イディオム」概念を採用したのも、彼の文化・理念的アプローチが、「文化化」によって社会現象の一切を説明してしまうような文化決定論に陥らないためである。「理念」と人間行動の動機づけとの関係がいかに複合的なものであるかについて、彼はヴェーバーの「宗教社会学論集・序論」からの有名な箇所を引用することで読者に注意を促している。

人間の行動を直接支配するのは、理念ではなく（物質的および理念的な）利害関心である。しかし『理念』によってつくりだされた『世界像』が、あたかも輶手のように、利害関心のダイナミクスによって行為が駆り立てられる軌道を決定することも非常にしばしばある」（本書四〇頁）

「理念」は、人々を直接行動へと駆り立てる政治的・経済的・軍事的な諸利害関心を規制し制御す

るものとして働くと同時に、「理念」を維持する」と自体が一つの利害関心として（例えば知識人の利害関心）人の行動を駆り立てる。「理念」と「利害関心」とは複雑に絡み合つた関係にある。本書の中でもブルーベイカーは「利害関心（interests）」とこう概念を頻繁に用いるが、そこには理念的・文化的要因と政治・経済的・人口的・軍事的諸要因の複合的関係の中で形成された人々（集団）の関心や欲求が意味されている。

しかし、はたしてブルーベイカーの分析は、本当に文化決定論をまねがれているのかどうか。これに関しては、後の節で再び議論することにする。

注

*1 スコッチボルが編纂した Theda Skocpol, ed., *Vision and Method in Historical Sociology*, Cambridge: Cambridge University Press, 1984 (小田中直樹訳『歴史社会学の構想と戦略』木鐸社、一九九五年) が（比較）歴史社会学の「マクロースト」的な位置づけを持つている。またその世代論的背景として、Theda Skocpol, "An 'Uppity Generation' and the Revitalization of Macroscopic Sociology," *Theory and Society* 17, 1988 も興味深い。

*2 「（比較）歴史社会学」の学史的サークル「The Rise of Historical Sociology」 Dennis Smith, *The Rise of Historical Sociology*, Philadelphia: Temple University Press, 1991; Rainer Schnitzel, *Historische Soziologie*, transcription Verlag, 2004; Julia Adams, Elisabeth S. Clemens, and Ann Shola Orloff, "Introduction: Social Theory, Modernity, and the Three Waves of Historical Sociology," in theirs (eds.), *Remaking Modernity: Politics,*

History, and Sociology, Durham and London: Duke University Press, 2005 を参照。

*³ Barrington Moore, Jr., *Social Origins of Dictatorship and Democracy: Lord and Peasant in the Making of the Modern World*, Boston: Beacon Press, 1966 (鈴崎隆次、森山茂徳、高橋直樹訳『独裁と民主政治の社会的起源——近代世界形成過程における領主と農民 I・II』[岩波書店、一九八六年])。なお、アメリカ社会学会の比較歴史社会学セクションは、毎年優れた比較歴史社会学の業績に「バーネム・マー賞」を授与している。

*⁴ Theda Skocpol, *States and Social Revolutions: A Comparative Analysis of France, Russia, and China*, Cambridge: Cambridge University Press, 1979.

*⁵ William Sewell, Jr., "Ideologies and Social Revolutions: Reflections on the French Case"; Theda Skocpol, "Cultural Idioms and Political Ideologies in the Revolutionary Reconstruction of State Power: A Rejoinder to Sewell," *Journal of Modern History* 57(1), 1985.

III

本書の持つもう一つ意義は、社会学におけるシティズンシップ研究に新たな流れをつくりだした」とある。周知のように、シティズンシップ研究は、T·H·マーシャルの第二次大戦直後の研究に遡ることができる。その流れはベンディックスやパーソンズへとつながっていく。そこで議論の中には「国民」の享受する権利の問題であり、どのような権利がいかに拡大し、普遍化していくのかということであった。そこでシティズンシップは、しばしば「市民権」とも訳されていた。それに対し

てブルーベイカーの研究は、そもそもシティズンシップを共有すると想定されている「国民」とはいつたい誰なのかという、シティズンシップの「外枠」の問題（「中身」の問題ではなく）を取り上げた。彼は、マーシャル以来の権利としてのシティズンシップ概念である「実質的 (substantive) シティズンシップ」と、「国民」の成員資格としてのシティズンシップである「形式的 (formal) シティズンシップ」とを区別し、「形式的」なシティズンシップ、すなわち「国籍」を分析の対象としたのである。その場合、シティズンシップは「国民」を「非国民」から区別する役割を果たすものであり、ブルーベイカーが繰り返し述べているように、シティズンシップは「閉鎖 (closure)」の対象であると同時に手段」となる。だが、もし「実質的」な観点から理解すれば、パーソンズのシティズンシップ論がそうであったように、シティズンシップは住民を平等な権利を持つた「国民」と編入する役割を果たす。その際、シティズンシップは「包摂 (inclusion)」の対象であり、手段であるところになるだろう。^{*1}

このような「形式的」側面へのシティズンシップへの視点の転換の背景には、一九八〇年代におけるヨーロッパにおける移民問題があった。その問題は、国外からの移民を受け入れるか否かといふことよりも、むしろ国内に定住化している移民をいかに「国民」へと編入して行くのか（あるいは、しないのか）となることだった。特にフランスでは、国籍法をより閉鎖的なものに改正しようという極右国民党からの主張があり、国籍法をめぐって国内の世論が大きく揺れていた。ドイツでも「ガストアルバイター」の定住化（もはや「客 (Gast)」ではなくなっていた）があり、彼らをどうドイツ社会へ編入して行くべきなのかが、議論されるようになつていった。

だがブルーベイカーの研究は、「国籍」と移民編入をめぐる現状の分析にとどまるものではなかつた。そもそも「国籍」とはいかに形成され、いかに変容してきたのか。しかも国籍概念を規定する国籍法は、国家¹⁾とに異なつてゐる。特にフランスとドイツは、隣国でありながら対照的な国籍法を定めていた。片や出生地主義の比重が高く、片や純粹血統主義をとる。本書は、このような対照的な国籍法の形成と変容の過程を扱つたものである。

シティズンシップを「形式的」な面からとらえると、国家¹⁾とに異なつた「国民」の定義の仕方があり、その定義の仕方にはそれぞれ歴史的・理念的な伝統があることがわかる。このことからブルーベイカーは、シティズンシップを各国の「ナショナル」な個別性の問題と関連させてとらえる比較研究へと向かつた。国籍を「ネーション」概念との関係でとらえる、こうしたシティズンシップの比較研究は、その後クリスティアン・ヨプケやエイドリアン・ファヴエルなどの研究へと受け継がれていく。^{*2)}

同時期に書かれた、国籍としてのシティズンシップ概念の研究として、トマス・ハンマーのものが有名である。ハンマーは、権利としてのシティズンシップと国籍としてのシティズンシップを分けてとらえ、権利としてのシティズンシップを国民以外へと拡大する「デニズンシップ (denizenship)」という概念を提唱している。そこには、いかに「外国人」を含めた公正で民主的な社会をつくっていくべきかという規範的・公共哲学的問題意識があつた。^{*3)}それに対し、ブルーベイカーの研究はあくまで比較歴史的分析に徹し、規範的な問題についてはほとんど直接言及しないのが特色である。

また、ヤセミン・ソイサルは、ヨーロッパにおけるシティズンシップが永住外国人（「デニズン」）

へと拡大され、次第に「脱国民的 (postnational)」になつていくという議論を展開している。^{*4)}ブルーベイカーは本書の「結論」で、このソイサルの議論に対する懷疑を表明している。移民によるエスニックな多様性の増大は、決して国民国家の衰退に結びつくわけではないと彼は主張する。なぜなら国民国家とはその「政治的・社会的成員資格についての思考の方法、判断の方法であり」、それは移民の国籍地位をめぐる国民的な議論として再活性化しているからである（本書二〇七頁）。国籍はそこで、「国民」への帰属を定義する制度として、その重要性を維持しているのである。このような彼の主張は、本書が書かれてから一〇年以上たつた現在でも大きくは変わつてはいないようと思われる。^{*5)}

注

* 1 ペーノンズのシティズンシップ論については、Talcott Parsons, *The System of Modern Societies*, Englewood Cliffs, N. J.: Prentice-Hall, 1971（井門富士夫訳『近代社会の体系』[至誠堂、一九七七年]）を参照。

* 2 Adrian Favell, *Philosophies of Integration: Immigration and the Idea of Citizenship in France and Britain*, 2nd ed., New York: Palgrave, 2001; Christian Joppke, *Immigration and the Nation-State: The United States, Germany, and Great Britain*, Oxford: Oxford University Press, 1999.

* 3) Thomas Hammer, *Democracy and the Nation State: Aliens, Denizens and Citizens in a World of International Migration*, Aldershot: Avebury, 1990（近藤敦監訳『永住市民（アリバヘ）と国民国家——定住外国人の政治参加』[明石書店、一九九九年]）。

* ⑮ “In the Name of the Nation: Reflections on Nationalism and Patriotism,” *Citizenship Studies* 8(2), 2004 及 “The Return of Assimilation? Changing Perspectives on Immigration and Its Sequences in

France, Germany, and the United States,” *Ethnic and Racial Studies* 24(4), 2001 に沿るブルーベイカーの議論を参照。

IV

国家中心的で同化主義的なフランスのネーション理解が、出生地主義の比重の高い開放的で拡張的な国籍法の形成を促し、エスノ文化的で差異化主義的なドイツのネーション理解が純粋血統主義をとする閉鎖的で制限的な国籍法の形成を促す。これが本書でのブルーベイカーの主たるテーマである。ネーションの自己理解は、法律や政策の決定に関わる政治家や官僚、メディアを通じて世論に影響を与えるオピニオン・マイカーラの考え方、語り方を通じて国籍法形成に作用を及ぼす。国籍法への支持や合意を得るために、ネーションの自己理解に訴える必要があるからである。ブルーベイカーは、国籍法をめぐる議会やメディアに表明された公共的言論の場での対立・交渉の過程を検討することを通して、国籍法形成にネーションの自己理解の果たす役割を分析するのである。

ブルーベイカーの比較分析の鍵となつているのは、フランスとドイツのネーション理解に関する類

型論である。この類型論は、合理的で市民的な「西」のナショナリズムと非合理的でエスニックな「東」のナショナリズムを対比させるもので、ハンス・コーンの研究に由来し、現在でもナショナリズム研究では広く知られたものである。^{*1} しかしこの対比図式はまた、文化決定論的な宿命論に陥るという批判も受けってきた。それは自由主義と民主主義の発展につながる「西欧」の近代化に対し、ナチス政権へと発展するドイツの「特殊な道」を対比させる、ドイツ史研究におけるより一般的な認識・評価図式への批判（ラックボーンとイリーによる「ドイツの特殊な道」批判）とも重なつてくる。ブルーベイカーはこの批判を受け入れながらも、「より微妙な差異に配慮して定式化するなら、フランスとドイツでのネーション概念やナショナリズムの対比は依然不可欠」であるとして、それを「紋切り型で独りよがりの規定」から救い出し、「その分析的・説明的な潜在力を回復すること」を目指そうとしている（本書一八頁）。

では、ブルーベイカーの用いる対比図式は、本当に紋切り型の単純化をまぬがれているのか。ブルーベイカーは、この有名な類型論に一つの重要な修正をほどこすことで、単純化からの脱却を試みている。第一には、この類型論を分析上の類型論ではなく、行為者が認識や判断の枠組みとして実践的に使用する「文化イデオム」の一つとしてとらえるということである。ネーションの各類型は現実の歴史的文脈の中で、多様な意味解釈において用いられる。例えば、同じエスノ文化的なネーション概念でも、第二帝政期、ヴァイマル共和国時代、ナチス時代、戦後連邦共和国では、それぞれに意味合いが違い、使われ方も違うということである。第一に、各ケース（例えば「フランス」や「ドイツ」）を唯一の類型（「国家的」あるいは「エスノ文化的」）で理解しないところがある。つまり

り、どちらのケースにおいても、支配的なネーション理解とは異なったネーション理解が、対抗的・対立的に用いられる。例えば帝政期ドイツでは、統一されたドイツ帝国としての国家的ネーション概念と、ロマン主義以来の伝統を持つエスノ文化的ネーション概念とが共存し、融合し、時に矛盾・对立しあう関係を構成している。またフランスでも、エスノ的なネーション理解が普仏戦争後の第三共和国時代に形成され、極右勢力などと共に共和国批判の文脈で用いられていた。

おそらく現在のブルーベイカーであれば、このような複数のネーション理解が対峙しあう場としての「ネーション」を分析するのに、異なった概念を用いるであろう。例えば一九九六年の著作（前記著作③）の中で、彼は「ネーション」を「実践的カテゴリー」ととらえるアプローチを提唱している。これによって彼は、「ネーション」の持つ内的なダイナミズムを、より鮮明に把握することを目指している。

だが、はたして本書において、紋切り型の対比図式からの脱却の試みは成功しているのだろうか。実際のところ、本書に対する批判の多くは、ブルーベイカーのこの強固（に見える）対比図式をめぐって行われている。例えばヨプケは、「彼のネーションへの『文化イデオム』アプローチは、不確定性（contingency）と対立（contestation）への余地があまりにも少ない^{*2}」と批判しているが、それは彼の「文化イデオム」概念が、「東」対「西」の硬直した類型論（それを彼は十分に意識しているのだが）から完全に脱却していないからではないか。このようなブルーベイカーの問題は、具体的には、次の二点において明確に現れている。

第一点は、一九世紀前半フランスの国籍法をめぐる問題である。パトリック・ヴェイユによれば、

ナポレオン時代以後の一九世紀中頃までのフランスの国籍法は、出生地主義ではなく、血統主義を基盤として形成された^{*3}。当時のフランスにあって、出生地主義は封建制度の名残を残すものととらえられ、血統主義が近代的な国籍法の原則として評価されていた。そのフランスの血統主義は、当時のプロシアの国籍法にも影響を与えたのである。ところがフランスではその後出生地主義へと転換し、一八八九年の国籍法においてそれが結晶化された。こう見ると、フランスが出生地主義へと転換し、一主義という対比図式自体に問題があることがわかる。確かによく読むと、ブルーベイカーも第五章などで、一九世紀前半フランスにおける血統主義について触れていないわけではない。しかし彼の分析は、フランスの出生地主義による国籍法の「結晶化」を強調するあまり、一九世紀前半におけるフランス国籍法の血統主義の意義を、明確に位置づけてはいない。

第二点は、本書が出版されて以後の一九九〇年代における国籍法の修正をめぐる問題である。フランスでは一九九三年と一九九八年に二度、ドイツは一九九九年に修正された。フランスの一九九三年の国籍法では、一九八七年に失敗した国籍付与の制限化を、移民二世の意志の表明を条件とするというかたちで実現した。しかし一九九八年には、再び移民二世への自動的な国籍付与のシステムに戻っている。^{*4} もっともこの変化は、同化主義的国籍法の持続という意味において、ブルーベイカーの分析の枠組みから大きく外れるものではない。より大きな問題はドイツでの修正である。

二〇〇〇年一月から施行されているドイツの新しい国籍法は、八年以上ドイツに定住している移民の子どもに自動的にドイツ国籍を付与するというシステムであり、出生地主義の原則を大幅に取り入れたという点で、ドイツ国籍法の革命的転換を示すものである。これをブルーベイカーの枠組みでどう

う説明するのか。ブルーベイカーは、少なくとも本書の論述を見る限り、いののような大きな国籍法の変化をまつたく予想していない。そこに、彼が用いる類型論がもたらす問題がある。フランスは「国家中心的」なネーション理解、ドイツは「エスノ文化的」な不ーション理解という対照的な「文化イデオム」が国籍法を規定するという文化決定論的な枠組みが、彼の分析の前提になってしまっているのである。^{*6}

注

- *1 佐藤成基「H・ローン『ナショナリズムの思想』」（大澤真幸編『ナショナリズム論の名著50』平凡社、11001年）を参照。
- *2 Christian Joppke, *Immigration and the Nation-State: The United States, Germany, and Great Britain*, Oxford: Oxford University Press, 1999, p. 4.
- *3 Patrick Weil, *Qu'est-ce qu'un Français?: Histoire de la Nationalité française depuis la Révolution*, Paris: Bernard Grasset, 2002 やのフランス国籍法形成の歴史的考察を参照せよ。
- *4 最近のフランスの国籍法に関しては、稻葉奈々子「フランスにおけるシティズンシップの変容——国家から地域へ」〔日本経済評論社、11001年〕、Patrick Weil, "The History of French Nationality: A Lesson for Europe," in Randall Hansen and Patrick Weil, ed., *Towards a European Nationality*, New York: Palgrave, 2001 を参照せよ。
- *5 1100年のドイツの新たな国籍法の成立について、Simon Green, "Beyond Ethnoculturalism?

German Citizenship in the New Millennium," *German Politics* 9(3), 2000 を参照せよ。

*6 例えばヒュイッペ、「血統主義＝エスノ的概念＝マイ・対・出生地主義＝非エスノ的概念＝フランスという等式は、ドイツ、フランス、そしてヨーロッパ各国の国籍法の比較史の検証に耐える「ではない」として、この対比図式を全面的に否定している (Weil, *Qu'est-ce qu'un Français?*, p. 188)。

V

しかしながら私は、公共的な言論において用いられる「文化イデオム」の検討を通して国籍法の形成と変容を分析するというブルーベイカーの枠組みと方法は、ドイツにおける1100年の国籍法に至る過程にも適用できるのではないかと考えている。ただし、次の二つの点に関し、新たな視点を導入する必要がある。

第一に、ブルーベイカーは、戦後ドイツの「ネーションの自己理解」をエスノ文化的なものに限定しきてしまっている。戦後ドイツ、特にドイツ連邦共和国では、エスノ文化的自己理解とは別の、それは対抗的であるといえる戦後独自の「連邦共和国的」なアイデンティティが存在していたと考えられる。人権を重視し、開かれた民主主義国としてのドイツという観念が、ナチスという重大な過去への反省から生まれ、連邦共和国の基本法（憲法に相当する）にも記載されている。「庇護権（Asylrecht）」の規定などは、いじった人権重視の「連邦共和国」的アイデンティティの表現の一つ

であろう。このもう一つのナショナル・アイデンティティの「文化イデオム」の果たしてきた役割を無視することはできない。確かにこの戦後ドイツ的アイデンティティは、戦後当初は一部の政治理ーダー、知識人などに限られたものだっただろう。しかし戦後生まれの世代がドイツ社会に登場してきた一九七〇年代（社会民主党と自由民主党の連立政権時代）に、それは体制化し、連邦共和国の支配的なナショナル・アイデンティティとなつていった。^{*1}

このような反ナチス的で人権重視、開かれた民主主義重視のアイデンティティは、エスノ文化的・「民族」的なネーション概念（それは、ドイツ民主共和国と東方領土を含んだ旧ドイツ領を越えて広がる東欧からの民族的ドイツ人移住者を、自動的に「ドイツ人」と認定する連邦共和国の法政策に強く表明されている）と共に存し、時に対立しながら戦後ドイツのナショナル・アイデンティティの「場」を構成してきた。そしてドイツ統一は、ユルゲン・ハーバーマスらが懸念したのとは異なり、「民族的」なドイツのアイデンティティを「復活」させたのではなく、むしろ「連邦共和国」的な自己理解（ハーバーマスの言う「憲法愛国主義」的アイデンティティ）を強化した。確かに一面において、増大する東欧からのアウスジードラーやネオナチによる外国人襲撃事件などは、忌まわしい過去の「民族」的なドイツのネーション概念と結びつくような状況もあった。だが、分裂したドイツの統一という連邦共和国の国家的目標に対する一種の担保として維持されていたエスノ文化的「民族」概念は、ドイツ統一とともにその価値を大きく低下させたのである。一九九〇年代初頭の、ネオナチによるトルコ人襲撃事件の連発は、むしろ逆説的にこの「連邦共和国」的ネーション理解を再認識させることになった。連邦共和国の開放的・包摂的な国籍法への転換は、このような「連邦共和国」的

ネーションの理解の体制化とその再確認という一九九〇年代の状況と適合性を持つていたのである。

もう一つの修正点は、国内の公共的言論において「非国民」である移民が果たす役割に関してである。一九八〇年代に、トルコからやってきた移民たちは定住化が進み、連邦政府や州政府、市の当局（特にその外国人専門官【Ausländerbeauftragte】）の援助によって自助団体が各地でつくられるようになった。政府側は、外国人が「ゲットー化」していくことを防ぐために、移民団体との接触を行つた。各都市では「外国人評議会（Ausländerberäte）」もつくられ、移民の代表を集めて福祉や教育問題についての意見を交換する制度も広まつていつた。移民団体の方も政府・当局との交渉のアクターとして次第に政治的発言を強めた。主要政党、特に社会民主党や緑の党などの関係も形成されるようになり、移民出身の議員も何人か登場するに至つた。こうしてドイツの公共的言論の場に、移民および移民出身者らの声が、国民の中の親移民的アクトーとの連携を通じて反映されるようになり、彼らの「異民族」的存在が公共の認知を得るようになった。そのため、二重国籍の要求などを含めた国籍問題が議論され、ドイツの自己理解のあり方にも変化をもたらした。^{*2}一九九〇年代には、「ドイツは移民国家ではない」というかつての決まり文句も、現実から乖離したものととらえられるようになり、中には「多文化主義国ドイツ」を主張する人々さえ現れたのである。一九九八年の連立与党の社会民主党と緑の党による国籍法改正案は、このような文脈の中で提出された。野党との交渉の結果、当初の案にあつた二重国籍は認められなかつたものの、出生地主義の導入が決まつた。そこではもはや、エスノ文化的なネーション理解が、その導入に反対するロジックとして国民的合意を得ることのできる「イデオム」ではなくなつていたのである。^{*3}

ブルーベイカーの枠組みは、「連邦共和国」的アイデンティティのイデオム、公共的言論への移民たちの組織的関与という一つの観点を追加することにより、二〇〇〇年の新国籍法施行に至る過程も分析が可能となるであろう。にもかかわらず強調しておくべきは、国籍法が依然として議会やメディアを通じた公共的言論の場において、「ネーション」の自己理解へのアピールを通じて行われることである。「ネーション」の自己理解のイデオムは変化し、国籍法それ自身も（ブルーベイカーの予測とは異なり）ヨーロッパの内部で収斂の方向に向かっている。だが定住化する移民を編入することを通じて「ネーション」の自己理解の仕方が変化し、国民国家は再定義されたネーション概念を媒介に新たな統合の様式へと向かう。この点で、多様な移民の存在が国籍を「脱国民化」するという見通しは、いまだ時期尚早といふことが言えるだろう。

注

*¹ この戦後ドイツ連邦共和国のアイデンティティに注目する観点を、私はドイツの領土問題を分析する中で用いたことがある（佐藤成基「失われた領土——東方領土問題と戦後ドイツのナショナル・アイデンティティ」『茨城大学人文学部紀要 社会科学科論集』三七号、二〇〇一年]）。

*² Riva Kastoryano, *Negotiating Identities: States and Immigrants in France and Germany*, Princeton and Oxford: Oxford University Press, 2002; original in French を参照。カストルヤノは、国家の制度の中に移民団体が参入し、自らのエスニックなアイデンティティを主張しながら国家への帰属関係を形成していく過程を「制度的同化」と呼んでいる。

*³ その後、永い国民的議論を経て、一〇〇五年一月に発効することになった移民法は、主として技術者に永住権を認めるものであった。当初の与党案よりは制限的になつたものの、この新しい法律について「ドイツが移民国家である」という意味で、「一步を切り開いたもの」という語られ方もされるようになった。連邦政府移民専門官マリールイーゼ・ベック（緑の党）の発言。Deutsche Welle 二〇〇五年八月二十四日付の記事 (<http://www.dw-world.de/dw/article/0,1564,1689933,00.html>) より引用。

VI

ブルーベイカーの比較分析は、日本のケースを考える場合の参考になるのだろうか。日本が基本的に純粹血統的な国籍法を定めていること、そして戦後日本のネーション理解がエスノ文化的な「单一民族」主義を基調にしてくることを考えると、日本の状況は二〇〇〇年以前のドイツ（すなわち本書で論じられている段階でのドイツ）と酷似しているかのようにも見える。

しかし本書の分析を通して、一つの重大な相違も見えてくる。それは日本ではドイツと異なり、国籍 자체が公共的な議論の対象となつたことがほとんどなかつたということである。ドイツのエスノ文化的なネーション理解と純粹血統主義は、本書で分析されているように、国家と「ネーション（民族）」との不一致という状況の中で、公共的議論と政策上の実践の間の相互作用を通して形成してきた。日本にも、ドイツのような国家と「ネーション」との不一致という状況が存在していなかつたわけでは、決してない。戦前には植民地となつた朝鮮半島や台湾の人々が「大日本帝国」に編入され、日本

の「国民」を構成していたが、戦後彼らの国籍は一律に剥奪され、日本には「在日」と呼ばれる外国人の集団が誕生した。またこのような領土変更に伴う人間の移動もあった。つまり、国籍法が問題となる状況は存在していた。にもかかわらず、国籍法が公共的に議論されるることはほとんどなかつたのである。それは日本人の側でのみならず、日本社会の最大のマイノリティ集団である「在日」の朝鮮人たちの側でもそうだった。

現在の日本では、「外国人」のプレゼンスは以前よりも可視化されている。一九八〇年代の「バブル景気」以後、日本の外国人移住労働者の存在は、その受け入れ是非の問題と絡んで、しばしば論争の対象となつた。また「在日」の存在も、地方参政権などの問題を通じて、国会でも議論の^{そじょう}上に上るようになつた。だが、日本での議論は、「外国人」を「外国人」としていかに「日本社会」が受け入れるのか（あるいは、受け入れるのか否か）というテーマに集中している。「在日」の朝鮮人、台湾人はすでに三世を越える世代が育ち、ほぼ日本社会に定着しつつある。しかし「在日」はあくまで「外国人」としてとらえられ、彼らの権利も「永住外国人」の権利として主張されることが圧倒的に多い。ところが実際には、「在日」の大半が「日本国民」と結婚し、「在日」の中には帰化して国籍を得る者も増加している。国籍を「権利」として主張する国籍取得権の運動さえ出現している。^{*1}しかし「永住外国人」をいかに「国民」に編入していくのかという問題に関しては、ほとんど議論が起らぬのが現状なのである。「在日」＝「永住外国人」ととらえる見方は、「单一民族国家」観をとる保守派においても、国民国家そのものを相対化する「ポストナショナル（脱国民的）」な革新派においても、そして国籍を民族的アイデンティティの中核と見なす「在日」民族派においても共有さ

れた前提であるように思われる。このような中で、「外国人」の問題を国籍の付与や取得との関連で理解する議論が現れないのは、ある意味で当然であろう。

ブルーベイカー的観点から見ると、このような状況それ自体が社会学的説明を要する事態である。ブルーベイカーの「文化イデオム」概念を用いて言えば、日本（「在日」を含めて）では、思想の左右を問わず、「ネーション」のみならず国籍までもがエスノ文化的に固定化された実体と理解する「イデオム」が支配的である、ということになるだろう。^{*2}なぜそうなつたのかについて、ここで議論する余裕がない。だがそこには、日本国家の「単一民族的」な「伝統」を重視する保守派の観点から「外国人」に日本国籍を強要することを反人権的な「強制」であるととらえるリベラル派まで、日本内の多くの立場の集団の間で、奇妙な共謀関係がみられるということを指摘しておこう。

もし、フランスとドイツが定住化する移民の増大という状況に対して行つた政策について、日本が何か参考にすべき点があるとすれば、それはシティズンシップ（国籍）の「脱国民化」ではなく、「再国民化」という側面である。一九九〇年代の国籍法改正は、まったく異なつた形でフランスとドイツが自らのシティズンシップを「再国民化」した。第八章の補論において一九九〇年代のドイツの帰化政策を簡単に分析した彼は、移民たちの自己理解の変化とドイツへの帰属感の増大を指摘し、ドイツ国民という「共同体を再想像する過程」が始まつていると述べている。そこでブルーベイカーは国籍法改正に直接言及しているわけではない。だが、国籍法改正はその「再想像」の一つのビーグクをなすものと見なすことができるだろう。

ブルーベイカーの分析を通じて知ることができる重要な点は、フランスとドイツの「ネーション

(国民)」は、移民の包摶／排除の過程を通じて絶えず再形成されてきたという歴史である。現在のフランスとドイツは、その新しい「再国民化」のステージにあるといえるであろう。それに対し「外国人」をめぐる日本での議論は、「排除か脱国民化か」という二者択一で論じられてしまう傾向が強く、「国民」が「外国人」の編入・包摶を通じて「再国民化」という側面は、なぜか見落とされがちなのである。国籍によって定義される「国民」の境界は変化する。国籍をこのようなダイナミックな観点から見ることが、現代日本における国籍政策、外国人政策にとつての一つの重要な示唆になるのではないだろうか。

注

- *1 佐々木てる監修・国籍取得権確立協議会編『在日コリアンに権利としての日本国籍を』(明石書店、二〇〇五年一二月刊行予定)を参照。
- *2 その前提には、常に「ネーション」と「国家」とを一致したものと理解する日本のネーション理解の特質があるよう思われる。そのような観点から私は、ドイツと日本におけるネーション理解の差異を歴史的に比較したことがある(佐藤成基「ナショナリズムのダイナミクス」「社会学評論」二〇一号、二〇〇〇年)。

VII

今回の翻訳の仕事は、筑波大学の佐々木てるさんが私(佐藤)に話をもちかけたことが発端であった。それまで私はこの本を翻訳するなどという考えはまったく頭になかった。確かに本書は、佐々木さんの言われた通り、わが国で名前だけはかなり知られていながら、内容としてはあまり十分に理解されているとは言いがたかった。しかも著者のブルーベイカーは私の博士論文の指導教官であり、この著作も私にとってとりわけ親しみ深いものでもあった。私はすぐに佐々木さんの提案に賛同し、この本をぜひ翻訳してみようという気になったのである。

翻訳にあたっては、立命館アジア太平洋大学の石井由香さん、茨城大学の稻葉奈々子さん、そして筑波大学大学院生の穂山新さんにも協力を請い、作業を分担してもらつた。その分担は以下のようになつた。

序論	佐藤
第一章	穂山
第二章	石井
第三章	佐々木
第四章	佐々木
第五章	石井
第六章	佐藤

訳 注

改定で、適用がアルジェリア人のみに限定された。

第八章

[訳注1]

1985年、ルクセンブルグのシェンゲンで「出入国手続きの簡素化」を目的とした「シェンゲン協定」が締結された。英、アイルランドを除くEU13加盟国とEU非加盟のノルウェー、アイスランドが加盟している。この15カ国では国境が撤廃され、人や物の往来が簡素化されている。つまり帰化によってシェンゲン協定国の国籍を取得すること、シェンゲン旅券を獲得することは、移民にとって労働機会・生活機会の増加を意味している。

ドイツのトルコ系移民は、トルコ本国がEUの加盟国として認められていないため、ドイツ国籍取得がEU市民への道となっている。そのためここでは、ドイツ国籍取得の理由としてシェンゲン旅券が指摘されている。なお、欧州委員会は2005年6月、EU新加盟の10カ国の「シェンゲン協定」加盟に関する法案を提出した。この法案が承認されれば2007年3月頃から協定が適用されるが、そこでもトルコは協定の加盟に至っていない。

結論

[訳注1]

「物質的利害関心 (material interests)」と「理念的利害関心 (ideal interests)」に関しては、序論の最後の段落に引用されているマックス・ヴェーバーの名高い文章を参照のこと。この2種類の「利害関心」の概念は、この著作全体を通じてのブルーベイカーの分析の論理としてきわめて重要なものになっている。

[訳注2]

「外部故国」「民族化する国家(nationalizing state)」「民族的マイノリティ(national minority)」の「三者関係」という図式が、ナショナリズムと民族紛争を分析する分析用具として、後のブルーベイカーによって展開されることになる。詳しくは Rogers Brubaker, *Nationalism Reframed: Nationhood and the National Question in the New Europe*, Cambridge, MA: Cambridge University Press, 1996 を参照。

なお、全体を通しての訳文・訳語や編集上のチェックは、監訳者である私と佐々木が行つた。ブルーベイカーの文章はきわめて明解に書かれ、いわゆる文学的なレトリックもほとんどないので、特に翻訳作業に苦労したというわけではなかつた。ただ、citizenshipとnationという語の訳語に関しては複雑な問題があり（といっても、これは本書の中だけの話ではないが）、注釈を別に追加した。とはいえ、訳文、訳語、編集上のミスや見過ごしは多々あると思われる。発見された読者がいらっしゃれば、監訳者に直接指摘していただければ幸いである。

最後に、本書の出版を快く引き受けてくださった明石書店と本書の編集を担当してくださった石田多美子さんに、この場を借りてお礼を申し上げたい。